

多賀卓球クラブ 規約

第1条 【名称】

- (1) このクラブ(団体)は、多賀卓球クラブ(略称「多賀クラブ」)といいます。
多 賀 クラブ …… 一般会員
多 賀 クラブ Jr …… ジュニア会員

第2条 【目的】

- (1) このクラブは、卓球の愛好団体であり、この活動を通じて技術の向上、会員相互の親睦、教養および健康の増進を目的としています。

第3条 【活動】

- (1) このクラブの活動拠点は、(株)日立パワーソリューションズ大沼体育館です。
(株)日立パワーソリューションズ大沼体育館
〒316-0023 日立市東大沼町1-15
- (2) このクラブの目的を達成するため、以下の活動を行います。
 - ① 定期練習
 - ② このクラブが主催する卓球大会や卓球講習会への参加
 - ③ このクラブが主催する親睦会への参加(食事会、レクリエーション、送別会など)
 - ④ その他、このクラブの目的達成に必要な活動

第4条 【会員】

- (1) このクラブの会員は次のとおりです。
 - ① 正会員と準会員
正会員 …… 一般会員、ジュニア会員
準会員 …… 茨城県以外でクラブ登録をしている方
実業団登録をしている方
 - ② 一般会員とジュニア会員
一 般 会 員 …… ジュニア会員以外の方を指します
ジュニア会 員 …… 高校以下の学校に在籍している方を指します
- (2) このクラブの会員資格は、以下の条件を満たす方とします。
 - ① クラブの目的にご賛同いただける方
 - ② 卓球の技術向上を真剣に目指している方
 - ③ 他のクラブに所属している場合は、その所属クラブの代表者の了承を得ている方
- (3) クラブへの入会を希望される方は、所定の手続きに従ってお申し込みください。
- (4) このクラブのユニフォームを購入してください。但し、短期入会の会員はその限りでなく、会長に相談してください。

第5条 【役員】

- (1) このクラブに以下の役員を置きます。

会長(代表)	1名	(クラブを代表し円滑な運営に努めます。)
副会長	1名	(会長を補佐し会長が欠員のときは会長の職務を遂行します。)
会計	1名	(経理を担当します。)
委員	1名以上	(会議等に出席し、運営に関する事項の決議に参加します。)
会計監査	2名	(クラブの会計を監査します。)

- (2) 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとします。役員の変更や解任は、会議によって決定します。
- (3) このクラブの所在地を会長宅に置きます。
会長宅(大川知明)
〒319-1413 茨城県日立市小木津町 [REDACTED]

第6条 【会議】

- (1) このクラブでは、決算報告および運営上の重要事項を議決するために、新年度の4月に総会を開催します。なお、総会に参加されない会員につきましては、議案の取り扱いを総会参加者に一任していただきます。
- (2) クラブの運営事項を議決するために、役員による会議を随時開催します。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定します。
- (3) 会員のご意見が必要な場合には、会員との話し合いを随時行います。

第7条 【活動費】

- (1) このクラブの運営に必要な会費は、以下のとおり徴収いたします。
年会費 …… 入会時および4月(年度更新月)にお支払いいただきます
参加費 …… 回数券または現金払いの場合は、練習日ごとに毎回徴収いたします。
1ヶ月フリーパス券をご利用の場合は、月初めに徴収し、練習日ごとに確認サインをいたします。
- (2) 休部期間中は、年会費をお支払いいただく必要はありません。
※ただし、活動を再開する時期が新年度に該当する場合は、年会費を徴収いたします。

第8条 【参加費】

- (1) このクラブが参加を認めた試合の参加料は、以下のとおりです。
 - (1) 団体戦…クラブ推奨大会: クラブ負担
推奨大会以外: 会員負担
 - (2) 個人戦…会員負担
 - (3) 遠征費…一部クラブ補助(会員の活動姿勢により役員が決定)

第9条 【会計】

- (1) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- (2) 活動費は、会計が管理します。
- (3) 会計監査は、役員会で選出された会計監査担当者が行います。
- (4) 会計報告は、新年度4月に開催される総会にて報告いたします。

第10条 【休部・退会】

- (1) 休部もしくは退会をする会員は、会長に理由を報告する必要があります。
- (2) クラブの会員が、クラブの運営を妨げる行動をとった場合や、クラブの名誉を著しく損ない、品位に反する行動があった場合には、退会(除名)または一定期間の活動参加を制限することがあります。
- (3) 休部の適用は、以下のとおりです。
 - ・会員が報告した日、または予定された日から適用いたします。
- (4) 退会の適用は、以下のとおりです。
 - ・会員が報告した日、または予定された日から適用いたします
 - ・休部してから1年間連絡がない場合は、退会とみなします

第11条 【事故責任】

- (1) 会員は、スポーツ傷害保険への加入を検討願います(任意)
クラブの活動中に発生した障害につきましては、スポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ対応いたします。なお、保険に未加入の方が活動中に事故に遭われた場合、クラブは一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) クラブ活動における盗難、障害、往復中の事故、その他のトラブルにつきましても、クラブに対して賠償請求を行うことはできません。クラブもこれらに関する賠償は一切行いません。

第12条 【禁止事項】

- (1) このクラブの活動において、以下の行為を禁止いたします。
 - ① パワーハラスメント
 - ② セクシャルハラスメント
 - ③ 他の卓球クラブへの勧誘や引き抜き行為
 - ④ クラブの活動を理由に、その他の行動を疎かにすること
 - ⑤ 営利活動および宗教勧誘
 - ⑥ クラブで入手した個人情報を、クラブの運営目的以外で使用する
- (2) 練習における以下の行為を禁止いたします。
 - ① 全体練習時間内に、他クラブや個人レッスン等の練習活動を行うこと
 - ② 全体練習時間内に、役員の許可を得ていない練習を行うこと
 - ・これらの行為は、規約第2条【目的】および第3条【活動】の趣旨に反するため禁止いたします。
 - ・全体練習時間は、クラブの一体感やクラブ員としての誇りを高める貴重な場であるため。
 - ・他クラブでの活動や個人レッスン等を並行して定期的に行うことは、会員としての秩序に欠ける行動であるため
 - ・違反が確認された場合は、役員会議にて対応措置を決定いたします(口頭での注意、活動制限、退会など)
 - ・ただし、事前に会員からの報告があり、役員会議で承認された活動については、この限りではありません。
- (3) 大会に参加する際には、以下の行為を禁止いたします。
 - ① 個人的にこのクラブから大会等に参加したい場合は、必ず会長の許可を得てください。
 - ② 他クラブから大会等に参加したい場合も、会長の許可を得てください。

第12条 【創立年月日】

- (1) 創立年月日は以下のとおりです。
創立年月日 … 1965年(昭和40年) 9月 1日

【規約改正】

本規約は、会議の決議によって随時改正することがあります。

【附則】

2016年	4月	12日	制定
2016年	5月	11日	改訂
2024年	11月	1日	改訂
2025年	10月	29日	改訂

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明致します。

2025年 10月29日

多賀卓球クラブ会長 大川 知明

